

(仮称) 岐阜県感染症対策基本条例の骨子案

条例制定の背景

令和2年2月に県内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、治療薬もワクチンもなく、感染しても自覚がないケースがあることから、極めて速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生した。加えて、この感染症は、その感染性の高さから、医療提供体制を危機にさすだけでなく、学校や事業の休止や外出の自粛などを余儀なくさせ、我々の生活に大きな影響を及ぼし、その脅威をまざまざと見せつけています。

こうした状況の下、本県では、市町村をはじめ、医療、経済、教育など広範囲にわたる関係者とともに「オール岐阜」の体制により、スピード感をもって徹底した対策を講じ、県民及び事業者の理解と協力を得て、クラスターの早期終息など一定の成果を上げてきました。

そこで、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、本県におけるこれまでの取組を踏まえつつ、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にしておくことが必要です。

このような考えに立って、迅速かつ的確に感染症対策を総合的に推進することにより、県民の生命及び健康を保護し、暮らしの安全と安心を確保するため、この条例を制定するものです。

条例の骨子案

1 条例制定の目的

県における感染症対策の基本理念及び県の責務を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民が安心できる生活を確保することを目的に条例を制定します。

2 定義

この条例において「感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等、法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症その他知事が指定する感染症をいいます。

3 基本理念

感染症対策の基本理念として次の事項を定めます。

- 感染症対策は、感染症が人や地域を選ばず、県民一人ひとりの生命及び健康を脅かすものであり、早期の制御が不可欠であることに鑑み、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。
- 感染症対策は、その与える影響が、医療分野のみならず経済、県民生活、教育等の広範な分野に及ぶことに鑑み、行政、医療機関、県民、事業者等が一体となった「オール岐阜」の体制の下、これらの者の理解と協力を得て行われなければならない。

4 県の責務

県の責務として次の事項を定めます。

- 県は、感染症対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 県は、感染症対策の実施に当たっては、医療分野はもとより、経済、教育等の各分野に十分配慮するとともに、医療機関、県民及び事業者の理解と協力を得るよう努め、その迅速かつ的確な実施に万全を期するものとする。
- 県は、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置づけ、予算、人員等を重点的に配分し、その対策に取り組むものとする。

5 市町村等との連携

県は、感染症対策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村及び他の都道府県と緊密な連携を図ります。

6 医療機関の役割

医療機関の役割として次の事項を定めます。

- 医療機関は、感染症が疑われる患者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。

7 県民の役割

県民の役割として次の事項を定めます。

- 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防及び拡大の防止

に十分な注意を払うとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。

8 事業者の役割

事業者の役割として次の事項を定めます。

- 事業者は、その事業の実施に関し、自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、県が実施する感染症対策に協力するよう努めるものとする。

9 岐阜県感染症対策本部

知事は、感染症対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、当該感染症に関する対策本部（以下「対策本部」という。）を設置します。

- 対策本部の長は、対策本部長とし、知事をもって充てる。
- 対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - ・副知事
 - ・教育長
 - ・警察本部長
 - ・その他知事が県の職員のうちから任命する者
- 対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。
- 対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。
- 対策本部は、感染症対策として実施する施策に係る方針を決定する。
- 知事は、対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、これを廃止する。

10 岐阜県感染症対策協議会

知事は、対策本部を設置したときは、感染症対策の具体的な施策の実施に当たり、必要な協議を行うため、岐阜県感染症対策協議会（「協議会」という。）を設置します。

- 協議会は、市町村長及び医療団体、経済団体、教育機関等の代表者その他知事が必要と認める者をもって構成する。
- 知事は、対策本部が廃止されたときは、協議会を廃止するものとする。

11 岐阜県感染症対策専門家会議

知事は、感染症対策に関し専門的な見地からの意見を聴くため、岐阜県感染症対策専門家会議（「専門家会議」という。）を設置します。

専門家会議は、感染症、救急医療、防災、経済等に関し識見を有する者その他知事が必要と認める者をもって構成します。

12 感染症対策

県は、感染症対策として、次に掲げる施策を実施します。

- 感染症の予防等に関する普及啓発
- 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保
- 検査体制の整備
- 病床の確保その他の医療の提供体制の整備
- 医療資材の確保
- その他感染症対策のために必要な施策

13 県民及び事業者に対する支援

県は、県民及び事業者に対し、その生活や事業を守るために必要な支援を実施します。

14 人権への配慮

人権への配慮として次の事項を定めます。

- 県民及び事業者は、何人に対しても、感染症のり患、り患のおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

15 施行日

公布の日（予定）